

報第 1 4 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

（提案理由）

公用車運転中の事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

専第 10 号

損害賠償の額の決定について

令和 6 年 7 月 10 日に酒田市大野新田字村南地内で発生した公用車運転中の事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 23 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被害状況	損害賠償金額
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 (車両)	県道 40 号酒田松山 線 庄内総合支庁建 設部大野新田除雪機 械格納庫付近	運転席側ドアミ ラー等破損	82,797 円

議第 7 7 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

(酒田市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 酒田市監査委員条例（平成 1 7 年条例第 9 号）の一部を次のように改
正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」
に改める。

(酒田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 酒田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年条
例第 1 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」
に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 9 月 2 6 日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理するもので
ある。

議第 7 8 号

酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」

を

「

児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、児童手当法に基づく特例給付が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものである。